

明市協第372号の2

平成28年(2016年)1月20日

明石市監査委員 林 郁 朗 様
同 星 川 啓 明 様
同 千 住 啓 介 様
同 宮 坂 祐 太 様

明石市長 泉 房 穂

コミュニティ推進部定期監査の結果に対する措置について（通知）

平成27年12月24日付け明監第164号で提出のあったコミュニティ推進部定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 平成27年12月24日

2 措置の内容

(監査の結果)

1 補助金について

市民協働推進室は、住民相互の連帯に支えられた、住みがいのある地域コミュニティを創造する活動を促進し、人々の生活、福祉、文化の向上に寄与することを目的に設立された一般財団法人明石コミュニティ創造協会を支援するため、同協会に対して補助金を交付している。

補助事業完了後、同協会から提出された補助事業等実績報告書に基づき、補助事業が交付条件に適合していることなどについて審査しているところであるが、その目的が達成されるよう交付決定時はもとより、補助事業完了前であっても、必要に応じて補助事業の遂行状況等について報告を求めるなど、補助金がより効率的に執行されるよう取り組みを進められたい。

(講じた措置)

一般財団法人明石コミュニティ創造協会は、校区まちづくり組織や分野型市民活動団体等の運営や活動を支援する中間支援組織として、専門性を活かした活動を展開しています。

協働のまちづくりを推進するなかで、同協会の役割が達成できるよう、同協会に対し補助金を交付しておりますが、活

動状況等の情報を随時共有することで、より一層の連携・協力体制を図るとともに、補助事業完了前においてもその遂行状況等について報告を求めるなど、適切な補助事業の実施に取り組んでまいります。

(市民協働推進室)

(監査の結果)

1 貸付金について

人権推進課において徴収している償還金のうち住宅資金貸付金については、明石市住宅新築資金等貸付条例及び阪神・淡路大震災に伴う明石市住宅新築資金等貸付条例の特例に関する条例（いずれも平成9年4月1日廃止）に基づき徴収している。

住宅資金貸付金の平成27年8月末日現在の収入状況は、次表に示すとおりである。

区 分	調定額(円)	収入済額(円)	収入率(%)	収入未済額(円)	
住宅資金 貸付金元 利収入	現年度分	1,092,089	224,968	20.6	867,121
	(内納期到来分)	(569,826)	(224,968)	(39.5)	(344,858)
	滞納繰越分	244,933,211	6,017,995	2.5	238,915,216
	計	246,025,300	6,242,963	2.5	239,782,337

注1 現年度分の調定額・収入済額・収入未済額には、納期未到来分を含む。

注2 コミュニティ推進部提出資料による。

住宅資金貸付金元利収入の収入未済額は、現年度分で344,858円、滞納繰越分で238,915,216円となっている。

貸付金の償還対策として、電話や戸別訪問による納付指導を

行っているところであるが、依然として多額の収入未済が生じている。

債権管理について庁内関係部署と連携を深め、より積極的な徴収対策に取り組まれるとともに、借受人や連帯保証人の現況把握に努め、異動があった場合には必要な措置を講じるなど、適切な債権保全対策に取り組まれない。

また、債権の回収が不可能と考えられる案件については、他の貸付金等との均衡を図りながら債権を放棄することについて検討を進められたい。

区 分	改修資金 (件)	新築資金 (件)	宅地資金 (件)	合 計 (件)	貸付件数に対する割合 (%)
貸付件数	246	703	357	1,306	100.0
完納件数	226	637	332	1,195	91.5
債権放棄件数	3	0	0	3	0.2
償還中件数	17	66	25	108	8.3

注1 平成26年度末の償還状況である。

注2 コミュニティ推進部提出資料による。

区 分	改修資金 (円)	新築資金 (円)	宅地資金 (円)	合 計 (円)
調定累計	583,226,216	4,148,703,259	1,482,620,090	6,214,549,565
償還累計	565,013,272	3,970,316,502	1,434,286,580	5,969,616,354
償還率	96.88%	95.70%	96.74%	96.06%

注1 平成26年度末の償還状況である。

注2 コミュニティ推進部提出資料による。

(講じた措置)

住宅資金貸付金の償還につきましては、滞納者への催告文書や訪問、電話等により納付を促し、より効果的な償還促進につながるよう、個々のケースを精査する中で、分納等による納付指導に努めるなど、滞納者それぞれ

れに見合った徴収対策に取り組んでおります。特に資力があるにもかかわらず償還に応じない悪質な滞納者に対しては、任期付職員の弁護士と対応を協議し、法的措置をはじめとした厳格な対応をとってまいります。

今後につきましても、現在の取り組みを継続・強化するとともに、借受人等に異動あった場合に迅速な対応がとれるよう、現況調査をより頻繁に行い、相続発生等にあたっては適切な措置を講じるなど、滞納の解消に向けて努力をしてまいります。

また、回収することが著しく困難となった債権を放棄することについては、他の借受人等の返済意欲を低下させることのないよう、対象要件等について検討を進めてまいります。（人権推進課）